

## 産業機械製造業分野における在留資格認定証明書交付の一時停止の要請 について

令和4年4月1日

産業機械製造業分野における特定技能1号外国人数は、昨日、令和4年2月末現在で5,400人との数値が公表され、受入れ見込数（5,250人）を超える状況となっています。

このため、本日、出入国管理及び難民認定法第7条の2第3項に基づき、法務大臣に対して在留資格認定証明書の一時的な交付停止を求め、同日、同条第4項により、法務大臣により、在留資格認定証明書の一時的な交付停止がなされました。

今後、産業機械製造業分野の在留資格認定証明書の交付の早期の再開に向け、制度所管省庁（出入国在留管理庁等）との調整を行います。

\* 在留資格認定証明書の一時的な交付停止措置の後であっても、特定技能1号への在留資格の変更及び在留期間の更新については、これまでと同様に、必要な要件を満たしていれば、引き続き許可されることとなります（在留諸申請に係るお問合せは、最寄りの地方出入国在留管理官署に御連絡ください。）。